

|                       |
|-----------------------|
| 近畿地方整備局<br>足羽川ダム工事事務所 |
| 資料配布                  |

|      |                      |
|------|----------------------|
| 配布日時 | 平成19年3月14日<br>14時00分 |
|------|----------------------|

|    |                                   |
|----|-----------------------------------|
| 件名 | 九頭竜川水系足羽川ダム建設事業が<br>環境影響評価の手續きに着手 |
|----|-----------------------------------|

|    |   |
|----|---|
| 概要 | <p>国土交通省近畿地方整備局は、足羽川ダム建設事業について、環境影響評価法の規定により、環境影響評価の手續きを行うこととした旨を記載した書面「第二種事業の通知」を平成19年2月28日に国土交通大臣に提出しました。</p> <p>この通知を受け、平成19年3月14日付けで国土交通大臣から福井県知事に、その通知の写しが送付されましたのでお知らせいたします。</p> <p>これを受けて、近畿地方整備局は、今後、足羽川ダム建設事業の環境影響評価を実施して行きます。</p> |
|----|---|

|     |  |
|-----|--|
| 取扱い |  |
|-----|--|

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ<br>大手前記者クラブ<br>福井県政記者クラブ |
|------|------------------------------------|

|      |  |
|------|--|
| 問合せ先 | <p>国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川環境課<br/>課長補佐 <small>おがわ なおと</small> 小川 直人<br/>TEL 06 6942 1141 (代表)<br/>TEL 06 - 6942 - 0608 (直通)</p> <p>国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所<br/>副所長 <small>いわい としお</small> 岩井 敏男<br/>TEL 0776 27 0642 (代表)(内線204)</p> |
|------|--|



## < 参考 >

### 第一種事業および第二種事業

第一種事業は、規模が大きく環境影響の著しいものとなるおそれがある事業として、環境影響評価法に基づく環境影響評価その他手続きを行う必要がある事業であり、ダム事業においては、サーチャージ水位における貯水池の区域の面積が100ヘクタール以上であるダムの新築の事業が該当します。

一方、第二種事業は、サーチャージ水位における貯水池の区域の面積が75ヘクタール以上100ヘクタール未満の規模を有し、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定を行う必要がある事業です。この判定は、第二種事業を実施しようとする事業者の届出により、判定基準に関する主務省令にもとづき主任の大臣(ダム事業においては国土交通大臣)は当該第二種事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事の意見を聞き客観的に判断することとされており、判定の結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると判断された場合には対象事業として法に基づく環境影響評価その他手続きを事業者が行うこととなります。

足羽川ダムは、貯水面積が約94ヘクタールであり第二種事業に該当しません。

### 第二種事業の通知

第二種事業においては、主任の大臣の判定の手続きを経ずに事業者自らの意思により第二種事業を対象事業として環境影響評価その他手続きを行うことが可能とされています。この場合、環境影響評価法第四条第六項の規定により、事業者(足羽川ダム事業においては近畿地方整備局長)から主任の大臣(国土交通大臣)に環境影響評価その他の手続きを行うこととした旨を通知することにより手続きが開始されます。また、主任の大臣(国土交通大臣)が、当該通知を受けた場合は同法第四条第七項の規定により事業が実施されるべき区域を管轄する都道府県知事(足羽川ダム事業においては福井県知事)に当該通知の写しを送付することとされています。